

杉並区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年10月30日

杉並区長

杉本 聡子

杉並区規則第124号

杉並区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

杉並区児童福祉法施行細則（昭和40年杉並区規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和23年政令第74号」の次に「。以下「令」という。」を加える。

第2条の2を第2条の2の25とし、第2条の次に次の24条を加える。

（小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請等）

第2条の2 法第19条の3第1項の規定による医療費支給認定及び小児慢性特定疾病要支援者証明（法第19条の22第4項に規定する証明をいう。以下同じ。）の申請は、小児慢性特定疾病医療費支給認定・登録者証申請書（更新）兼同意書（第4号の2様式）により行うものとする。

2 区長は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る小児慢性特定疾病児童（法第6条の2第2項第1号に規定する小児慢性特定疾病児童をいう。）の保護者又は成年患者（同条第2項第2号に規定する成年患者をいう。以下同じ。）に対し、法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定（以下「医療費支給認定」という。）を行つたときは小児慢性特定疾病医療受給者証兼登録者証（第4号の2の2様式。以下「医療受給者証」という。）を交付し、医療費支給認定を行わなかつたときは小児慢性特定疾病医療費支給不認定通知書（第4号の2の3様式）により通知するものとする。

（小児慢性特定疾病医療費の支給の申請等）

第2条の2の2 省令第7条第3項の規定により小児慢性特定疾病医療費の支給を受ける場合は、小児慢性特定疾病医療費等支給申請書（請求書兼口座振替依頼書）（第4号の2の4様式）により区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があつた場合において、小児慢性特定疾病医療費を支給することの決定を行つたときは小児慢性特定疾病医療費等支給決定通知



書（第4号の2の5様式）により、小児慢性特定疾病医療費を支給しないことの決定を行つたときは小児慢性特定疾病医療費等不支給決定通知書（第4号の2の6様式）により、医療費支給認定保護者（法第19条の3第7項に規定する医療費支給認定保護者をいう。以下同じ。）又は医療費支給認定患者（同条第7項に規定する医療費支給認定患者をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

（医療費支給認定の変更の届出等）

第2条の2の3 省令第7条の9第3項に規定する届出及び省令第7条の27第1項に規定する申請並びに医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者が行う小児慢性特定疾病要支援者証明の申請は、小児慢性特定疾病医療費支給認定記載事項変更届兼変更・登録者証申請書兼同意書（第4号の2の7様式）によるものとする。

（医療受給者証の再交付の申請）

第2条の2の4 省令第7条の23第2項の申請書は、小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書（第4号の2の8様式）によるものとする。

（医療費支給認定の更新の申請）

第2条の2の5 医療受給者証の有効期間を満了し、更に継続して医療費支給認定及び小児慢性特定疾病要支援者証明を受けようとする医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者は、当該有効期間の満了日までに、小児慢性特定疾病医療費支給認定・登録者証申請書（更新）兼同意書により区長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請については、第2条の2第2項の規定を準用する。

（小児慢性特定疾病医療費支給認定対象者証明書の交付等）

第2条の2の6 区長は、省令第7条の9第3項の届出書又は省令第7条の27第1項の申請書を受理した場合で医療受給者証の記載事項に変更があつたとき、又は省令第7条の23第2項の申請書を受理したときは、医療受給者証の再交付を行うまでの間、小児慢性特定疾病児童等（法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）であることの証明として、医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者に対し、小児慢性特定疾病医療費支給認定対象者証明書（第4号の2の9様式。次項において「対象者証明書」という。）を交

付するものとする。

- 2 医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者は、医療受給者証の再交付を受けた場合には、対象者証明書を直ちに区長に返還しなければならない。この場合において、当該再交付が医療受給者証を失ったことによるものであつて、その後当該医療受給者証を発見したときは、省令第7条の23第4項の規定により、速やかにこれを区長に返還しなければならない。

(医療費支給認定の取消し)

- 第2条の2の7 区長は、法第19条の6第1項の規定による医療費支給認定の取消しを行つたときは、小児慢性特定疾病医療費支給認定取消決定通知書（第4号の2の10様式）により、医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者は、同条第2項の規定により、速やかに医療受給者証を区長に返還しなければならない。

(医療受給者証の返還)

- 第2条の2の8 医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者は、第2条の2の6第2項後段又は前条後段に規定する場合のほか、医療受給者証の有効期間を経過したときは、速やかに医療受給者証を区長に返還しなければならない。

(小児慢性特定疾病の重症患者の認定の申請等)

- 第2条の2の9 小児慢性特定疾病児童等のうち、令第22条第1項第2号ロに規定する高額治療継続者又は療養負担過重患者（次項において「重症患者」という。）の認定を受けようとする者の保護者又は当該認定を受けようとする成年患者は、医療費支給認定の申請又は医療費支給認定の変更の申請をする場合に、併せて小児慢性特定疾病重症患者認定申告書（第4号の2の11様式）及び当該事実を確認することができる書類を区長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による重症患者の認定の申請については、第2条の2第2項の規定を準用する。

(小児慢性特定疾病の人工呼吸器等装着者の認定の申請等)

- 第2条の2の10 小児慢性特定疾病児童等のうち、令第22条第1項第6号に規定する特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるもの（次項におい

て「人工呼吸器等装着者」という。)の認定を受けようとする者の保護者又は当該認定を受けようとする成年患者は、医療費支給認定の申請又は医療費支給認定の変更の申請をする場合に、併せて当該事実を確認することができる書類を区長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による人工呼吸器等装着者の認定の申請については、第2条の2第2項の規定を準用する。

(指定医の指定の申請等)

第2条の2の11 省令第7条の11第1項の申請書は、小児慢性特定疾病指定医指定申請書兼経歴書(第4号の2の12様式)によるものとする。

- 2 区長は、小児慢性特定疾病指定医指定申請書兼経歴書の提出があつた場合において、当該申請をした者に対し、指定医(法第19条の3第1項に規定する指定医をいう。以下「指定医」という。)の指定をしたときは小児慢性特定疾病指定医指定書(第4号の2の13様式)を交付し、指定をしないときは小児慢性特定疾病指定医不指定通知書(第4号の2の14様式)により通知するものとする。

(指定医の指定の更新)

第2条の2の12 指定医は、省令第7条の12の規定による指定医の指定の更新を受けようとするときは、小児慢性特定疾病指定医指定申請書兼経歴書により区長に申請するものとする。この場合において、前条第2項の規定を準用する。

(指定医の変更の届出)

第2条の2の13 省令第7条の14の規定による変更の届出は、小児慢性特定疾病指定医変更届出書(第4号の2の15様式)により行うものとする。

(指定医の指定の辞退の申出)

第2条の2の14 省令第7条の15の規定による指定の辞退の申出は、小児慢性特定疾病指定医辞退申出書(第4号の2の16様式)により行うものとする。

(指定医の指定の取消し)

第2条の2の15 区長は、省令第7条の16の規定により指定医の指定の取消しを行うときは、小児慢性特定疾病指定医指定取消決定通知書(第4号の2の17様式)により、当該指定医に通知しなければならない。この場合において、当該通知を受けた者は、速やかに小児慢性特定疾病指定医指定書を区長に返還しなけ

ればならない。

(指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の申請等)

第2条の2の16 省令第7条の29第1項から第3項までの申請書は、指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書(第4号の2の18様式)によるものとする。

2 区長は、指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書の提出があつた場合において、当該申請をした者に対し、法第6条の2第2項第1号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関(以下「指定医療機関」という。)の指定をしたときは指定小児慢性特定疾病医療機関指定書(第4号の2の19様式)を交付し、指定をしないときは指定小児慢性特定疾病医療機関不指定通知書(第4号の2の20様式)により通知するものとする。

(指定医療機関の指定の更新)

第2条の2の17 指定医療機関は、法第19条の10第1項の規定による指定医療機関の指定の更新を受けようとするときは、指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書により区長に申請するものとする。この場合において、前条第2項の規定を準用する。

(指定医療機関の指定の取消し等)

第2条の2の18 区長は、法第19条の18の規定による指定医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定医療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止を行うときは、指定小児慢性特定疾病医療機関指定取消(効力停止)通知書(第4号の2の21様式)により、当該指定医療機関に通知しなければならない。この場合において、当該指定の取消しに係る通知を受けたものは、速やかに指定小児慢性特定疾病医療機関指定書を区長に返還しなければならない。

(指定医療機関の変更の届出)

第2条の2の19 法第19条の14及び省令第7条の35の規定による変更の届出は、指定小児慢性特定疾病医療機関変更届出書(第4号の2の22様式)により行うものとする。

(指定医療機関の業務の休止等の届出)

第2条の2の20 省令第7条の36の規定による業務の休止等の届出は、指定小児慢性特定疾病医療機関休止等届出書(第4号の2の23様式)により行うもの

とする。

(指定医療機関の指定の辞退の申出)

第2条の2の21 法第19条の15及び省令第7条の37の規定による指定の辞退の申出は、指定小児慢性特定疾病医療機関辞退申出書（第4号の2の24様式）により行うものとする。

(指定療育機関の指定の申請等)

第2条の2の22 省令第11条の申請書は、指定療育機関指定申請書（第4号の2の25様式）によるものとする。

2 区長は、指定療育機関指定申請書の提出があつた場合において、法第20条第4項に規定する指定療育機関（以下「指定療育機関」という。）の指定をしたときは指定療育機関指定書（第4号の2の26様式）を交付し、指定をしないときは指定療育機関不指定通知書（第4号の2の27様式）により通知するものとする。

(指定療育機関の変更等の届出)

第2条の2の23 省令第15条の規定による変更等の届出は、指定療育機関変更等届出書（第4号の2の28様式）により行うものとする。

(指定療育機関の指定の辞退の申出)

第2条の2の24 法第20条第7項及び省令第16条の規定による指定の辞退の申出は、指定療育機関指定辞退申出書（第4号の2の29様式）により行うものとする。

第7条の2第1項中「に規定する」を「の」に、「より行う」を「よる」に改め、同条第2項中「前項の申請」を「児童相談支援給付費支給申請書の提出」に改め、同条を第7条の2の9とし、第7条の次に次の8条を加える。

(障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給の申請等)

第7条の2 法第24条の3第1項及び省令第25条の19第1項の規定による申請は、支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（第14号の2様式）により行うものとする。

(障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給決定の通知等)

第7条の2の2 区長は、前条の申請があつた場合において、法第24条の3第4

項に規定する入所給付決定（以下「入所給付決定」という。）を行つたとき又は入所給付決定と併せて省令第25条の19第3項の規定による特定入所障害児食費等給付費を支給することの決定（以下「特定入所障害児食費等給付決定」という。）（以下「入所給付決定等」という。）を行つたときは支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（第14号の2の2様式）により、入所給付決定又は特定入所障害児食費等給付決定を行わないことを決定したときは却下決定通知書（第14号の2の3様式）により、当該支給を受けようとする障害児の保護者に通知するものとする。

2 法第24条の3第6項の入所受給者証は、障害児入所受給者証（第14号の2の4様式）によるものとする。

3 区長は、法第24条の20第1項に規定する指定障害児入所施設等を利用する当該障害児について入所給付決定等を行つたときは、当該入所給付決定保護者に対し、前項に規定する障害児入所受給者証に加えて、障害児入所医療受給者証（第14号の2の5様式）を交付するものとする。

（居住地等の変更の届出）

第7条の2の3 省令第25条の7第7項の届出書（同項に規定する障害児入所支援負担上限月額等の算定のために必要な事項の変更に係るものを除く。）は、児童入所給付費申請内容変更届出書（第14号の2の6様式）によるものとする。

（障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の負担上限月額等の算定に必要な事項の変更）

第7条の2の4 省令第25条の7第7項の規定による障害児入所支援負担上限月額等の算定に必要な事項の変更の届出及び特定入所障害児食費等給付費の負担上限月額の算定に必要な事項の変更の届出は、利用者負担額減額・免除等変更届出書（第14号の2の7様式）により行うものとする。

2 区長は、前項の届出があつた場合において、障害児入所支援負担上限月額等又は特定入所障害児食費等給付費の負担上限月額の変更の決定を行つたときは、省令第25条の9後段（省令第25条の19第4項において準用する場合を含む。）の規定により、当該入所給付決定保護者に対し、利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（第14号の2の8様式）により通知するものとする。

(障害児入所受給者証等の再交付申請)

第7条の2の5 省令第25条の7第10項の規定による申請及び障害児入所医療受給者証の再交付の申請は、障害児入所受給者証等再交付申請書（第14号の2の9様式）によるものとする。

(入所給付決定の取消し)

第7条の2の6 省令第25条の14第1項の規定による通知は、入所給付決定取消通知書（第14号の2の10様式）により行うものとする。

(高額障害児入所給付費の支給の申請)

第7条の2の7 省令第25条の17第1項の申請書は、高額障害児入所給付費支給申請書（第14号の2の11様式）によるものとする。

(高額障害児入所給付費の支給決定の通知等)

第7条の2の8 区長は、高額障害児入所給付費支給申請書の提出があつたときは、法第24条の6第1項に規定する高額障害児入所給付費の支給の要否を決定し、支給の申請をした者に対し、高額障害児入所給付費支給（不支給）決定通知書（第14号の2の12様式）により通知するものとする。

第8条の次に次の18条を加える。

(児童相談所長等の措置)

第8条の2 児童相談所長は、法第26条第1項第2号の規定による措置を採るときは、指導措置決定通知書（第16号の2様式）により当該措置を受ける児童又はその保護者に通知しなければならない。この場合において、指導させる者が、知的障害者福祉司又は社会福祉主事であるときは当該知的障害者福祉司又は社会福祉主事の所属する福祉事務所に、児童委員であるときは当該児童委員に、指導依頼書（第16号の3様式）により、それぞれ通知しなければならない。

2 児童相談所長は、法第26条第1項第3号の規定による措置を採るときは区長に、同項第4号の措置を採るときは福祉事務所に、それぞれ送致書（第16号の4様式）を送付しなければならない。

3 第1項の規定は、法第27条第1項第2号の規定による措置（法第31条第4項の規定による法第27条第1項第2号の措置を含む。）について準用する。

4 区長は、法第27条第1項第3号並びに法第28条第1項第1号及び第2号た

だし書の規定による措置（法第31条第4項の規定による法第27条第1項第3号の措置を含む。）を採るときは、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める書面により、それぞれ通知しなければならない。

(1) 里親 委託措置通知書（第16号の5様式）

(2) 小規模住居型児童養育事業を行う者又は児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。第6項、第7項及び第9項において同じ。）の長 入所措置等通知書（第16号の6様式）

(3) 当該措置を受ける児童又はその保護者 措置決定通知書（第16号の7様式）

5 区長は、法第27条の2第1項の規定による措置を採るときは、児童福祉施設（児童自立支援施設及び児童養護施設に限る。）の長には前項第2号の措置通知書により、当該措置を受ける児童又はその保護者には前項第3号の措置決定通知書により、それぞれ通知しなければならない。

6 区長は、法第28条第2項ただし書の規定により、同条第1項第1号又は第2号ただし書の規定による措置の期間を更新するときは、児童福祉施設の長には措置期間更新通知書（第16号の8様式）により、当該措置の期間の更新に係る児童又はその保護者には措置期間更新決定通知書（第16号の9様式）により、それぞれ通知しなければならない。

7 区長は、法第28条第3項の規定により、同条第1項第1号又は第2号ただし書の規定による措置を継続するときは、児童福祉施設の長には措置期間継続通知書（第16号の10様式）により、当該措置の継続に係る児童又はその保護者には措置期間継続決定通知書（第16号の11様式）により、それぞれ通知しなければならない。

8 区長は、第1項、第3項又は第4項から第6項までに規定する措置を解除し、変更し、停止し、延長し、又は停止の解除をしたときは、措置解除（変更・停止・延長・停止解除）通知書（第16号の12様式。以下「措置解除通知書」という。）により、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親、児童福祉施設の長又は第1項の規定により指導を依頼した者に、それぞれ通知しなければならない。

- 9 区長は、第1項、第3項又は第4項から第6項までに規定する措置を解除し、変更し、停止し、延長し、又は停止の解除をしたときは、措置解除（変更・停止・延長・停止解除）決定通知書（第16号の13様式。以下「措置解除決定通知書」という。）により当該措置に係る児童又はその保護者に通知しなければならない。

（重症心身障害児に係る入所措置等）

第8条の3 区長は、法第27条第1項第3号の規定による重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）に係る障害児入所施設への入所の措置又は法第27条第2項の規定による指定発達支援医療機関（法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下この条において同じ。）への委託の措置を要すると認めたときは、障害児入所施設の長又は指定発達支援医療機関の長には入所措置等通知書により、当該重症心身障害児又はその保護者には入所措置等決定通知書（第16号の14様式）により、それぞれ通知するものとする。

- 2 区長は、前項の措置を解除し、変更し、停止し、延長し、又は停止の解除をしたときは、重症心身障害児に係る障害児入所施設の長又は指定発達支援医療機関の長には措置解除通知書により、当該重症心身障害児又はその保護者には措置解除決定通知書により、それぞれ通知するものとする。

（指導状況の報告等）

第8条の4 区長は、必要があると認めるときは、法第27条第1項第2号の規定による指導を行う者に、その指導状況について報告させることができる。

- 2 法第27条第1項第2号の規定による指導を行う者は、指導している児童又はその保護者について、常にその指導経過を記録しておかなければならない。

（里親の指導）

第8条の5 区長は、法第27条第1項第3号の規定により、児童を区外に居住する里親に委託する措置を採るときは、当該里親の居住地を管轄する児童相談所の長に必要な指導を依頼しなければならない。

- 2 区長は、里親に児童を委託する措置を採った場合において、必要があると認めるときは、当該里親の指導を行う者に、その指導状況について報告させることが

できる。

(児童受託書の提出)

第8条の6 里親は、委託を受けた児童について、児童受託書（第16号の15様式）を児童相談所長に提出しなければならない。

(異動等の届出)

第8条の7 里親は、次に掲げる場合には、必要な意見を付して異動報告書（第16号の16様式）により児童相談所長に届け出なければならない。

- (1) 委託を受けた児童が死亡したとき。
- (2) 委託を受けた児童について、措置の解除、変更又は停止を行うことが適当と認めたとき。
- (3) 住所又は居所を移転するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、登録した事項に重大な変更が生じたとき。

2 児童自立生活援助事業を行う者、小規模住居型児童養育事業を行う者及び児童福祉施設の長に係る異動報告書については、前項（第3号及び第4号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項中「児童相談所長」とあるのは「児童その他の者について委託、措置又は助産の実施等を行った児童相談所長又は福祉事務所長」と、「児童に」とあるのは「児童その他の者に」と、「措置」とあるのは「委託、措置又は助産の実施等」と読み替えるものとする。

(身分を証明する証票)

第8条の8 法第29条に規定する証票は、身分証票（第16号の17様式）によるものとする。

(同居児童の届出)

第8条の9 法第30条第1項の規定による届出は、同居児童に関する届出書（第16号の18様式）により行うものとする。

2 法第30条第2項の規定による届出は、同居児童の解消に関する届出書（第16号の19様式）により行うものとする。

(保護経過の記録)

第8条の10 児童自立生活援助事業を行う者、小規模住居型児童養育事業を行う者及び児童福祉施設の長は、法第30条の2の規定により児童の入退所に係る状

況その他児童の保護について必要な事項を区長に報告するために、入所した児童その他の者について、常にその保護経過を記録しておかなければならない。

(一時保護の通知)

第8条の11 児童相談所長は、法第33条第1項、第2項、第19項又は第20項の規定により児童若しくは保護延長者の一時保護を行い、又は適当な者に委託して行わせたときは、一時保護決定通知書（第16号の20様式）により当該児童若しくは当該保護延長者又は当該児童の保護者若しくは当該保護延長者の監護者に通知しなければならない。

2 児童相談所長は、法第33条第21項又は同条第22項により児童又は保護延長者の一時保護を行ったときは、緊急一時保護決定通知書（第16号の21様式）により当該児童若しくは当該保護延長者又は当該児童の保護者若しくは当該保護延長者の監護者に通知しなければならない。

3 児童相談所長は、前2項の一時保護を解除したときは、一時保護・緊急一時保護解除決定通知書（第16号の22様式）により当該児童若しくは当該保護延長者又は当該児童の保護者若しくは当該保護延長者の監護者に通知しなければならない。

(所持物の保管)

第8条の12 児童相談所長は、法第33条の2の2第2項の規定により売却を必要とするものであつて、高価と認められるものは、公告して競売に付さなければならない。ただし、即時に売却しなければ腐敗し、若しくは滅失するおそれがある物又は公告の後、競買人がない物については、この限りでない。

2 前項の規定による公告は、競売に対する物の名称、種類、数量、形状、担当職員の名、競売の場所及び日時その他必要な事項を記入して行うものとする。

(返還の公告)

第8条の13 法第33条の2の2第4項の規定による公告は、物の名称、種類、数量、形状及び児童がその物を所持するに至った経緯等の事項を記入して行うものとする。

(遺留物の保管等)

第8条の14 前2条の規定は、法第33条の3第2項において準用する法第33

条の2の2第2項の規定による売却及び同条第4項の規定による公告について準用する。

(児童自立生活援助の実施の申込等)

第8条の15 法第33条の6第2項の申込書は、児童自立生活援助実施申込書(第16号の23様式)によるものとする。

2 区長は、児童自立生活援助実施申込書の提出があつた場合において、児童自立生活援助を実施することを決定したときは、当該申込書を提出した者には児童自立生活援助実施決定通知書(第16号の24様式)により、児童自立生活援助事業を行う者には委託通知書(第16号の25様式)により、それぞれ通知しなければならない。

3 区長は、児童自立生活援助実施申込書の提出があつた場合において、児童自立生活援助を実施しないことを決定したときは、児童自立生活援助実施不承諾通知書(第16号の26様式)により当該申込書を提出した者に通知しなければならない。

4 区長は、第2項の規定による児童自立生活援助の実施を解除するときは、児童自立生活援助事業を行う者には委託解除通知書(第16号の27様式)により、児童自立生活援助事業を受けている者には児童自立生活援助実施解除決定通知書(第16号の28様式)により、それぞれ通知しなければならない。

(里親の登録申請等)

第8条の16 省令第36条の41の規定による申請(省令第36条の47において準用する場合を含む。)は、里親登録申請書(第16号の29様式)によるものとする。

2 里親登録申請書は、児童相談所長を経由して提出しなければならない。この場合において、児童相談所長は、当該申請書に調査及び意見に関する書面を添えて区長に進達しなければならない。

3 区長は、前項の規定により進達があつた場合は、内容を審査の上、令第29条の規定により杉並区児童福祉審議会の意見を聴き、適当と認めたときは、里親登録簿に所定の事項を登録するものとする。

4 区長は、第1項の申請書を提出した者を里親として登録することを決定したと

きは里親登録通知書（第16号の30様式）により、登録しないことを決定したときは里親登録否決通知書（第16号の31様式）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

- 5 区長は、前項の規定により里親として登録した者について、省令第36条の4第1項又は第2項の規定による登録の消除を決定したときは里親登録取消通知書（第16号の32様式）により通知するものとする。

（養子縁組承諾許可の申請）

第8条の17 法第47条第1項ただし書及び省令第39条第1項の規定による申請は、養子縁組承諾許可申請書（第16号の33様式）により行うものとする。

- 2 児童相談所長は、前項の申請書を受理したときは、養子縁組に関する調査書を添付して区長に進達しなければならない。

- 3 区長は、前項の規定により進達があつた場合は、内容を審査の上、養子縁組の許可を決定したときは、養子縁組承諾許可（不許可）通知書（第16号の34様式）を、児童相談所長を経由して当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（費用の基準）

第8条の18 区長は、毎年度次に掲げる費用の基準を定め、当該費用の支弁を受ける児童自立生活援助事業を行う者、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親及び児童福祉施設（助産施設及び母子生活支援施設を除く。）の設置者に通知するものとする。

- （1） 法第50条第6号の2、第7号及び第7号の3に掲げる費用
- （2） 法第51条第2号に掲げる費用

（費用の請求）

第8条の19 児童自立生活援助事業を行う者、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親及び児童福祉施設（助産施設及び母子生活支援施設を除く。）の設置者は、前条第1号に掲げる費用の支払を求めるときは、月ごとに計算書を添えて請求書を区長に提出しなければならない。

第10条第3項を次のように改める。

- 3 第1項の規定によるほか、法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者から徴収する費用の基準額（以下「徴収金基準額」という。）は、別表第2

又は別表第 2 の 2 に定める額とする。

別表第 2 中「

徴収金基準金額	
母子生活支援施設 (月額)	助産施設
0 円	0 円
0 円	0 円
2, 2 0 0 円	4, 5 0 0 円
3, 3 0 0 円	6, 6 0 0 円
4, 5 0 0 円	9, 0 0 0 円
4, 5 0 0 円	を
6, 7 0 0 円	
9, 3 0 0 円	
1 4, 5 0 0 円	
2 0, 6 0 0 円	
2 7, 1 0 0 円	
3 4, 3 0 0 円	
4 2, 5 0 0 円	
5 1, 4 0 0 円	
6 1, 2 0 0 円	
7 1, 9 0 0 円	
8 3, 3 0 0 円	
9 5, 6 0 0 円	
2 5 5, 3 0 0 円	

徴収金基準額（月額）			
母子生活支援施設 及び法第 3 3 条の 6 第 1 項に規定す	児童養護施設、児童自立支援施設、児童 心理治療施設、乳児院及び小規模住宅型 児童養育事業	里親	助産施設

る児童自立生活援助	入所	入所以外		
0円	0円	0円	0円	0円
0円	0円	0円	0円	0円
2,200円	4,500円	2,200円	4,500円	4,500円
3,300円	6,600円	3,300円	6,600円	6,600円
4,500円	9,000円	4,500円	9,000円	9,000円
4,500円	9,000円	4,500円	9,000円	
6,700円	13,500円	6,700円	13,500円	
9,300円	18,700円	9,300円	18,700円	
14,500円	29,000円	14,500円	29,000円	
20,600円	41,200円	20,600円	41,200円	
27,100円	54,200円	27,100円	54,200円	
34,300円	68,700円	34,300円	68,700円	
42,500円	85,000円	42,500円	85,000円	
51,400円	102,900円	51,400円	102,900円	

61,200円	122,500円	61,200円	122,500円
71,900円	143,800円	71,900円	143,800円
83,300円	166,600円	83,300円	166,600円
95,600円	191,200円	95,600円	191,200円
その月におけるその児童等に係る費用の支弁額			

に、「附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項」を「及び附則第5条の4第5項」に改め、同表の次に次の表を加える。

別表第2の2（第10条関係）

本人の属する世帯の階層区分			徴収金基準額（月額）
			福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯		0円
B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。以下この表において同じ。）の市町村民税の非課税世帯		0円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のもの（所得割の額のない世帯）		4,500円
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	12,000円以下	6,600円
D2		12,001円以上30,000円以下	9,000円
D3		30,001円以上60,000円以下	13,500円
D4		60,001円以上96,000円以下	18,700円
D5		96,001円以上189,000円以下	29,000円
D6		189,001円以上277,000円以下	41,200円
D7		277,001円以上348,000円以下	54,200円
D8		348,001円以上465,000円以下	68,700円

D 9	4 6 5, 0 0 1円以上5 9 4, 0 0 0円以下	8 5, 0 0 0円
D 1 0	5 9 4, 0 0 1円以上7 1 6, 0 0 0円以下	1 0 2, 9 0 0円
D 1 1	7 1 6, 0 0 1円以上8 6 4, 0 0 0円以下	1 2 2, 5 0 0円
D 1 2	8 6 4, 0 0 1円以上1, 0 5 6, 0 0 0円以下	1 4 3, 8 0 0円
D 1 3	1, 0 5 6, 0 0 1円以上1, 2 3 8, 0 0 0円以下	1 6 6, 6 0 0円
D 1 4	1, 2 3 8, 0 0 1円以上1, 4 3 9, 0 0 0円以下	1 9 1, 2 0 0円
D 1 5	1, 4 3 9, 0 0 1円以上	その月におけるその児童等に係る 費用の支弁額

注1 この表に掲げる徴収金基準額が、その月におけるその児童等に係る費用の支弁額を超えるときは、この表にかかわらず、当該支弁額を限度とする。

注2 この表において「市町村民税」、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ前表の注3に規定する市町村民税、均等割及び所得割をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、地方税法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項及び附則第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。

注3 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「16歳未満扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（16歳未満扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（16歳未満扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

注4 所得割の額を算定する場合には、児童等及び児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなすものとする。

注5 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関へ入所した児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該児童等に係る費用については徴収しないものとする。ただし、当該費用のうち、実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

注6 注1から注5までに定めるもののほか、この表の適用に関し必要な事項は、区長が別に定める。

第4号の2様式を次のように改める。

新規

更新

小児慢性特定疾病医療費支給認定・登録者証申請書(更新)兼同意書

受診者	フリガナ											生 年 月 日		
	氏 名											年 月 日生 (満 歳)		
	住 所	〒										電話番号	()	
加入医療保険	種 別	協会・船員・日雇・組合・共済・国保・国保組合・生保										本人・家族		
	記 号			番 号				保険者番号						
疾 病 名	1				2				3					
自己負担上限月額の特例(※1)	該当する項目に○を付けてください。		重症申請		人工呼吸器等装着		高額かつ長期		世帯内 ^{あん} 按分					
受診者と同じ医療保険の世帯内にいる指定難病若しくは小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている者又は申請中の者(世帯内按分対象者)			氏名		(難病・小慢) 受給者番号									
			氏名		(難病・小慢) 受給者番号									
申請者(※2)	フリガナ											受診者との続柄		
	氏 名											父・母・その他()		
	住 所	☐ 受診者の住所・電話番号と同じ場合は、 ☐ にチェックしてください(記載省略可)。 ☒ 受診者と異なる場合又は受給者証の送付先について住所以外を希望する場合は、下欄に記入してください。												
受診医療機関	〒										電話番号	()		
	医療機関名					所在地								
支給を開始することが適当と考えられる年月日(※3)	年		月		日		【左記の欄が申請日から1月以上前の年月日となっている場合の理由】 (左記の欄から申請日までの期間が1月より短い場合は記載不要) ☐ 小児慢性特定疾病医療意見書の受領に時間を要したため ☐ 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため ☐ 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため ☐ その他()							
小児慢性特定疾病登録者証	災害時の避難行動要支援者名簿作成事務等にて、杉並区がマイナンバー連携により登録者情報を確認する制度です。 ☐ 申請する ☐ 申請しない													
杉並区長 宛 上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給及び小児慢性特定疾病登録者証の交付について申請します。 また、この申請に必要な場合は、杉並区において医療意見書に関する医療情報、住民記録情報、住民税等に関する課税資料、国民健康保険情報、後期高齢者医療情報、生活保護受給情報又は公的年金等の収入額(世帯員分を含む。)を確認すること又は必要に応じて申請後に追加書類を徴収する場合もあることに同意します。 <div style="text-align: right;">年 月 申請者氏名</div>														

※1 ○重症申請…重症認定基準を満たしている。○人工呼吸器等装着…人工呼吸器等を装着している。○高額かつ長期…医療費総額が5万円/月(医療保険の2割負担の場合又は医療費の自己負担が1万円/月)を超える月が年間6回以上ある。○世帯内按分…医療保険上の世帯内に小児慢性特定疾病又は難病の認定受給者がいる。

※2 受診者が18歳以上の場合、受診者本人が申請者となるので、申請者欄の記載は不要です。

※3 医療意見書に記載された診断年月日等、医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日を記載してください。支給開始日は、診断年月日又は申請日から1月前(やむを得ない理由により申請が行えなかった場合は最長3月前)の日のいずれか遅い日に遡って申請することが可能です。更新の場合は、原則記入不要ですが、受給者証の有効期限を過ぎた後の更新申請の際は記入してください。

厚生労働大臣 宛

私は、小児慢性特定疾病の医療費支給認定申請又は小児慢性特定疾病登録者証交付申請に当たり提出した医療意見書の情報が、①厚生労働省のデータベースに登録されること、②研究機関等の第三者に提供され、小児慢性特定疾病に関する創薬の研究開発等に利用されること、③小児慢性特定疾病に係る政策立案及び患者支援の基礎資料として利用されることに同意します。

年 月 日

受診者氏名

代理人氏名

※ 受診者が未成年、成年被後見人等の理由により、本人に代わって代理人が同意する場合は、代理人氏名欄に署名をしてください。

身元確認	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 運転経歴証明書 ☐ 旅券 ☐ 在留カード ☐ その他()	収 受 印 欄
個人番号確認	☐ 個人番号カード ☐ 通知カード ☐ 住民票の写し ☐ 職権確認 ☐ その他()	

第4号の2様式の次に次の28様式を加える。

第4号の2の2様式（第2条の2関係）

（表）

小児慢性特定疾病医療受給者証兼登録者証									
公費負担者番号									
受給者番号									
受 診 者	氏名								
	住所								
	生年月日								
保 護 者	氏名					続柄			
	住所								
疾病名									
有効期間									
自己負担上限月額						入院時食事療養費自己負担額			
自己負担上限月額特例	高額 長期		重症 認定		人工呼 吸器等		同一 世帯		
指定医療機関		全国の小児慢性特定疾病指定医療機関							
認定条件		18歳以降は手続が遅れると更新できません。							

上記のとおり認定します。

年 月 日

杉並区長



(裏)

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

《注意事項》

- 1 この証を交付された方は、小児慢性特定疾病について保険診療を受けた場合、表面に記載された額（自己負担上限月額）までを限度とする金額を医療機関等に対して支払うこととなります。
- 2 認定された疾病について治療を受けるときは、この証に被保険者等の資格に係る情報を確認できる書類及び自己負担上限額管理票を添えて医療機関等に必ず提示してください。
- 3 氏名、居住地、加入している医療保険に変更があつたときは、速やかにこの証を持参し、担当窓口で必要な手続をしてください。
また、区外へ転出する場合において、転出後も本証の交付を受けたい場合は、本証の写しを転出先の手続窓口へ提出し、手続してください。
- 4 治癒、死亡等でこの証を使用しなくなつたときは、速やかに担当窓口へ返却してください。
- 5 この証を破損、汚損又は紛失した場合は、担当窓口で再交付の手続をしてください。

第 年 月 日 号

様

杉並区長



小児慢性特定疾病医療費支給不認定通知書

年 月 日付けで申請された小児慢性特定疾病医療費支給認定については、下記のとおり不認定とします。

申請内容及び不認定理由

申請内容	疾病名	不認定理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

小児慢性特定疾病医療費等支給申請書（請求書兼口座振替依頼書）

杉 並 区 長 宛

		年 月 日	
申請者 (請求者)	住所 〒		
	氏名		
	受診者との続柄		
	電話		

関係書類を添えて、次のとおり小児慢性特定疾病医療費等の支給を申請します。
支払決定金額を請求しますので、次の口座に振り込んでください。
また、本申請に関し、区が直接保険者や医療機関等へ照会し、当該情報の提供を受けることに同意します。

指定 口座	金融機関名		金融機関コード				支店名				支店コード							
	銀 行 信用金庫 信用組合						支店											
	預金種別		口座番号				申請者口座名義（カタカナで記入してください。）											
	1 普通 2 当座 3 貯蓄																	
フリガナ 受診者氏名								受給者番号										
加入 医療保険	種別	協会・船員・日雇・組合・共済・国保・国保組合・生保・その他（ ）																
	記号			番号				保険者番号										
高額療養費特例の適用		無 ☐		有 ☐		支給決定金額 (高額療養費)				円								

備考

- 1 太枠内を必ずご記入ください。申請者は受給者証記載の保護者（患者が18歳以上の場合は受診者）です。
- 2 医療機関に支払った金額のうち、次のものは請求できません。
 - (1) 保険給付外となっているもの（特別室使用料、文書料等）
 - (2) 小児慢性特定疾病医療費支給が認定されている疾病以外の治療費等
- 3 支払合計金額が加入している医療保険で適用される高額療養費の自己負担限度額を超える場合は、まず、保険者に高額療養費の請求をし、その支給決定通知書又は証明書を添付して申請してください。
- 4 振込先は、申請者が口座名義人となっている口座をご記入ください。

第 年 月 日 号

様

杉並区長



小児慢性特定疾病医療費等支給決定通知書

年 月 日付けで申請された小児慢性特定疾病医療費等について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

なお、指定口座への入金、本通知到着後、2週間以内に振り込む予定です。

氏 名:

負担者番号:

決定額合計 円

受給者番号:

自己負担上限月額

円 (入院時食事療養費自己負担額 円)

(内訳)

(単位:円)

No.	診療年月	診療区分/入外別	医療機関名	診療費等 (高額療養費相当額を除く。)	医療機関窓口での支払済額	自己負担額	杉並区の助成額
1	年 月	/		円	円	円	円
2	年 月	/		円	円	円	円
3	年 月	/		円	円	円	円
4	年 月	/		円	円	円	円
5	年 月	/		円	円	円	円
6	年 月	/		円	円	円	円
7	年 月	/		円	円	円	円
8	年 月	/		円	円	円	円
9	年 月	/		円	円	円	円
10	年 月	/		円	円	円	円
11	年 月	/		円	円	円	円
12	年 月	/		円	円	円	円
合 計				円	円	円	円

第 号
年 月 日

様

杉並区長



小児慢性特定疾病医療費等不支給決定通知書

年 月 日付けで申請された小児慢性特定疾病医療費等については、下記の理由により不支給と決定したので、通知します。

1 受診者氏名

2 不支給の理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

小兒慢性特定疾病医療費支給認定記載事項変更届兼変更・登録者証申請書兼同意書

目

申請者氏名

※ 受診者が未成年、成年被後見人等の理由により、本人に代わって代理人が同意する場合は、代理人氏名欄に署名をしてください。

身元確認	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 運転経歴証明書 ☐ 旅券 ☐ 在留カード ☐ その他()	収 受 印 欄
個人番号確認	☐ 個人番号カード ☐ 通知カード ☐ 住民票の写し ☐ 職権確認 ☐ その他()	

第4号の2の8様式(第2条の2の4関係)

小児慢性特定疾病医療受給者証
再交付申請書

公費負担者番号										受給者番号									
受診者	フリガナ											生年月日							
	氏名											年 月 日							
												個人番号							
住所	〒				一					電話番号	()								
申請理由		1 破損した 2 汚した 3 紛失した																	
		(理由)																	
申請者	フリガナ											受診者との続柄							
	氏名																		
												個人番号							
住所	受診者と異なる場合又は受給者証の送付先について住所以外を希望する場合は、下欄に記入してください。																		
	〒				一					電話番号	()								
杉並区長 宛																			
上記の理由により、小児慢性特定疾病医療受給者証の再交付を申請します。																			
年 月 日																			
申請者氏名																			

身元確認	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 運転経歴証明書 ☐ 旅券 ☐ 在留カード ☐ その他()	収 受 印 欄	
個人番号 確認	☐ 個人番号カード ☐ 通知カード ☐ 住民票の写し ☐ 職権確認 ☐ その他()		

第4号の2の9様式（第2条の2の6関係）

杉並区小児慢性特定疾病医療費支給認定対象者証明書

本証明書の有効期間										年 月 日から 年 月 日まで		
受給者証 番号		負担者番号									疾病名	
		受給者番号										
対象者	氏 名 生年月日		年 月 日									
	住 所											
助 成 内 容												
本 証 明 書 発 行 の 理 由												

上記の者は、杉並区における小児慢性特定疾病医療費支給認定の対象者であることを証明します。

年 月 日

杉並区長



（注） 本証明書は、新しい医療受給者証が交付された場合、直ちに本証明書交付窓口へ返還してください。

第 号
年 月 日

様

杉並区長



小児慢性特定疾病医療費支給認定取消決定通知書

年 月 日付けで行った小児慢性特定疾病医療費支給認定については、児童福祉法第19条の6第1項の規定により、下記の理由のとおり取り消すことを決定したので、通知します。

小児慢性特定疾病医療費受給者証兼登録者証については、下記のとおり返還願います。

記

1 取消しの理由

2 受給者証兼登録者証返還期限： 年 月 日

3 返還先 :

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

小児慢性特定疾病重症患者認定申告書

フリガナ		生年月日	年 月 日生(満 歳)
氏名			
① 高額かつ長期 高額治療継続者の認定の申請を行う日が属する月以前の12月以内に当該支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援(支給認定を受けた月以後のものに限る。)につき、医療費総額(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法により算定した額)が5万円を超えた月数が6回以上ある者をいう。			
添付書類	1 自己負担上限月額管理表 2 その他()		
② 重症度			
添付書類	1 小児慢性特定疾病医療意見書 2 障害年金証明書の写し 3 身体障害者手帳の写し 4 その他()		
(1) 全ての疾病に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1つ以上がおおむね6月以上継続する(小児慢性特定疾病に起因するものに限る。)と認められる場合			
対象部位	該当箇所に○	症状の状態	
眼		眼の機能に著しい障害を有するもの(視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの)	
聴器		聴覚機能に著しい障害を有するもの(両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの)	
上肢		両上肢の機能に著しい障害を有するもの(両上肢の用を全く廃したもの)	
		両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの(両上肢の全ての指を基部から欠いているもの又は両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの)	
		一上肢の機能に著しい障害を有するもの(一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの又は一上肢の用を全く廃したもの)	
下肢		両下肢の機能に著しい障害を有するもの(両下肢の用を全く廃したもの)	
		両下肢を足関節以上で欠くもの	
体幹・脊柱		1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの(1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの)	
肢体の機能		身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の上肢、下肢又は体幹・脊柱の項目の症状の状態と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの(一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの又は四肢の機能に相当程度の障害を残すもの)	
(2) (1)に該当しない場合であつて、次に掲げる対象疾患群のいずれかについて、治療状況等の状態にあると認められる場合			
対象疾患群	該当箇所に○	治療状況等の状態	
悪性新生物		転移又は再発があり、濃厚な治療を行つているもの	
慢性腎疾患		血液透析又は腹膜透析(CAPD(持続携帯腹膜透析)を含む。)を行つているもの	
慢性呼吸器疾患		気管切開管理又は挿管を行つているもの	
慢性心疾患		人工呼吸管理又は酸素療法を行つているもの	
先天性代謝異常		発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの	
神経・筋疾患		発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの	
慢性消化器疾患		気管切開管理若しくは挿管を行つているもの、1年のうち3か月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの	
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群		この表の他の項目の治療状況等の状態に該当するもの	
皮膚疾患		発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの	
骨系統疾患		気管切開管理若しくは挿管を行つているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの	
脈管系疾患		気管切開管理若しくは挿管を行つているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの	

(表)

新 規 ・ 更 新

小児慢性特定疾病指定医指定申請書兼経歴書

年 月 日

杉並区長 宛

氏 名

〒

住 所

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定を受けたいので、児童福祉法施行規則第7条の11の規定により申請します。

生 年 月 日		年 月 日		電 話 番 号			
医 籍 登 録 番 号				医 籍 登 録 年 月 日		年 月 日	
①又は②のいずれかを記載	①	専 門 医 の 名 称		専 門 医 の 認 定 機 関 (学会)		専 門 医 の 有 効 期 限	年 月 日まで
	②	研 修 の 名 称		研 修 了 日			
※ 上記の①又は②の欄は、専門医要件で申請を希望する場合には①を記載し、研修修了要件で申請を希望する場合には②を記載してください。							
診断又は治療に従事した期間及び病院等名称		従 事 し た 期 間		従事した病院等の名称			
		年 月～ 年 月					
		年 月～ 年 月					
		年 月～ 年 月					
		年 月～ 年 月					
		年 月～ 年 月					
		計 年 月					
主たる勤務先の 医療機関(※1)		医 療 機 関 名					
		所 在 地		〒			
		電 話 番 号					
		担 当 す る 診 療 科					

※ 記載上の留意事項

「従事した期間」は、月単位で記入し、従事を開始した月の初日が毎月の1日でない場合には当該月を算入せず、また、従事を修了した月は、終了した日の属する月を算入して記載してください。なお、5年以上の診断又は治療に従事した経験(臨床研修期間を含む。)があることが分かれば、全ての経歴を記載する必要はありません。

【添付書類】

- 1 医師免許証の写し(裏面に書換え等の記載のあるものは、裏面も添付してください。)
- 2 専門医に認定されていることを証明する書類の写し又は指定医の研修修了を証明する書類の写し

(裏)

表面の勤務先以外の医療機関に勤務し、医療意見書を作成する可能性のある医療機関があれば記載してください（申請先となる杉並区内に所在する医療機関に限る。）。

1	医 療 機 関 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
2	医 療 機 関 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
3	医 療 機 関 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
4	医 療 機 関 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
5	医 療 機 関 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	担当する診療科	

第 号
年 月 日

様

杉並区長



小児慢性特定疾病指定医指定書

年 月 日付けで申請のあつた小児慢性特定疾病指定医の指定について、児童福祉法第19条の3第1項により下記のとおり指定します。

記

- 1 氏名
- 2 診療に従事する主たる医療機関名、その所在地及び担当する診療科名
- 3 指定医番号
- 4 指定有効期間

備考

- 1 指定から5年ごとに更新の申請が必要です。
- 2 上記の記載事項並びに連絡先（住所及び電話番号）、医籍登録番号及び医籍登録年月日に変更があつた場合は、変更の届出が必要です。

第 号
年 月 日

様

杉並区長



小児慢性特定疾病指定医不指定通知書

年 月 日付けで申請のあつた小児慢性特定疾病指定医指定申請については、下記のとおり指定しないので通知します。

記

1 氏 名

2 不指定の理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号の2の15様式（第2号の2の13関係）

（表）

小児慢性特定疾病指定医変更届

年 月 日

杉並区長 宛

指定医番号

氏 名

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定について、下記の事項に変更があつたため、児童福祉法施行規則第7条の14の規定により届け出ます。

変更のある事項の□にチェックし、変更後の内容を記載	☐	氏 名		
	☐	連絡先	〒 (電話番号)	
	☐	医籍登録番号		
	☐	医籍登録年月日	年 月 日	
	☐	主 たる 勤務先 医療機関	医療機関名	
			所在地	〒
			電話番号	
			担当する 診療科	

上記の変更のあった年月日 年 月 日

備考

- 1 変更のない事項については、記載不要です。
- 2 医籍登録番号及び医籍登録年月日に変更がある場合は、医師免許証の写しを添付してください。
- 3 届出の際には、小児慢性特定疾病指定医指定通知書の写しを添付してください。

(裏)

表面の勤務先以外の医療機関に勤務し、医療意見書を作成する可能性のある医療機関に変更があれば記載してください（申請先となる杉並区に所在する医療機関に限る。）。

1	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
2	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
3	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
4	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
5	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	

小児慢性特定疾病指定医辞退申出書

年 月 日

杉並区長 宛

指定医番号

氏 名

児童福祉法第19条の3第1項の規定による小児慢性特定疾病指定医について、下記の理由により指定を辞退したいので、児童福祉法施行規則第7条の15の規定により申し出ます。

記

- 1 指定医氏名、居住地及び連絡先
- 2 勤務先医療機関の名称及び所在地
- 3 辞退年月日
- 4 辞退の理由

第 号
年 月 日

様

杉並区長



小児慢性特定疾病指定医指定取消決定通知書

年 月 日付けで行った小児慢性特定疾病指定医の指定については、児童福祉法施行規則第7条の16の規定により、下記の理由のとおり取り消すことに決定したので通知します。

小児慢性特定疾病指定医指定通知書については、下記のとおり返還願います。

記

1 取消しの理由

2 小児慢性特定疾病指定医指定通知書返還期限： 年 月 日

3 返還先 :

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(表)

新規・更新

指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書

※ 開設者が法人の場合は、裏面の役員名簿に必要事項を記載すること。

	病院・診療所 薬局 指定訪問看護事業者 (いずれかに○を付けてください。)		
保険医療機関等	名称		
	所在地		
	電話番号		
	医療機関コード		
開設者	氏名又は名称		
	住所（指定訪問看護事業者は主たる事務所の所在地を記載）		
	代表者（指定訪問看護事業者のみ記載）	住所	
		氏名	
標榜 ^{ひょうぼう} している診療科名 (薬局・指定訪問看護事業者は記載不要)			
<p>杉並区長 宛</p> <p>上記のとおり、児童福祉法</p> <p>☐ 第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を申請します。</p> <p>☐ 第19条の10第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新を申請します。</p> <p>また、同法第19条の9第2項各号の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p>開設者 住所（法人にあつては、所在地）</p> <p>氏名（法人名及び代表者名）</p> <p>担当者 氏 名 () 連絡先 ()</p>			

(裏)

役員名簿

役職	氏名	生年月日	住所

※ 記載欄が足りない場合は、別紙により役員名簿を添付すること。

第 年 月 号
日

様

杉並区長



指定小児慢性特定疾病医療機関指定書

年 月 日付で申請のあつた指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について、児童福祉法第19条の9第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 指定の有効期間
- 4 申請区分
- 5 その他

注意

- (1) 名称、所在地等児童福祉法第19条の14及び児童福祉法施行規則第7条の34に規定する内容に変更があつた場合は、所定の様式により速やかに届け出ること。
- (2) 医療機関の業務を休止、廃止若しくは再開した場合又は医療法第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条若しくは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条第4項若しくは第75条第1項に規定する処分を受けた場合は、速やかに届け出ること。
- (3) 指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程により、小児慢性特定疾病医療支援の適正な実施に努めること。

第 号
年 月 日

様

杉並区長



指定小児慢性特定疾病医療機関不指定通知書

年 月 日付けで申請のあつた指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請については、下記とおり指定しないので通知します。

記

1 名 称

2 不指定の理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

杉並区長



指定小児慢性特定疾病医療機関指定取消(効力停止)通知書

年 月 日付けで行った指定小児慢性特定疾病医療機関の指定については、児童福祉法第19条の18の規定により、下記の理由のとおり取り消し、又は効力を停止することを決定したので、通知します。

取消しの場合の指定小児慢性特定疾病医療機関指定書については、下記のとおり返還願います。

記

1 取消(効力停止)理由

2 効力停止の場合の期間・内容

3 取消しの場合の指定医療機関指定通知書返還期限: 年 月 日

4 返還先 :

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(表)

指定小児慢性特定疾病医療機関変更届出書

杉並区長 宛

区 分		病院・診療所 薬局 指定訪問看護事業者 (いずれかに○を付けてください。)		
名 称				
医療機関コード				
変更日		年 月 日		
保険医療機関等	名称	変更前		
		変更後		
	所在地	変更前		
		変更後		
	電話番号	変更前		
		変更後		
	医療機関コード	変更前		
		変更後		
開設者	氏名又は名称	変更前		
		変更後		
	住所	変更前		
		変更後		
	代表者 (指定訪問看護事業者のみ記載)	住所	変更前	
			変更後	
		氏名	変更前	
			変更後	
役員の氏名及び職名	裏面のとおりに記載			
^{ぼう} 標榜している診療科名 (薬局・指定訪問看護事業者は記載不要)		変更前		
		変更後		

上記のとおり、児童福祉法第19条の14の規定により、変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため、届け出ます。

年 月 日

開設者

住所(法人にあつては、所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

担当者 氏 名 ()

連絡先 ()

備考 変更のある項目のみ内容を記載してください。

届出の際は、指定小児慢性特定疾病医療機関指定書の写しを添付してください。

(裏)

	氏 名	職 名
変 更 前		
変 更 後		

※ 記載欄が足りない場合は、別紙により役員名簿を添付してください。

※ 削除の場合、変更後欄に「削除」と記載してください。

指定小児慢性特定疾病医療機関休止等届出書

年 月 日

杉並区長 宛

開設者

住 所(法人にあつては、所在地)

氏 名(法人名及び代表者氏名)

児童福祉法第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について、

下記のとおり

業務を休止した
業務を廃止した
業務を再開した
処分を受けた

ので、児童福祉法施行規則第7条の36の規定に

より届け出ます。

記

- 1 指定小児慢性特定疾病医療機関の名称、所在地及び医療機関コード
- 2 休止、廃止、再開又は処分の時期
- 3 休止、廃止、再開又は処分の内容及び理由

指定小児慢性特定疾病医療機関辞退申出書

年 月 日

杉並区長 宛

開設者

住 所（法人にあつては、所在地）

氏 名（法人名及び代表者氏名）

児童福祉法第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関について、同法第19条の15の規定により、下記の理由のとおり指定を辞退したいので申し出ます。

記

1 指定小児慢性特定疾病医療機関の名称、所在地及び医療機関コード

2 辞退年月日

年 月 日

3 辞退の理由

指定療育機関指定申請書

年 月 日

杉並区長 宛

開設者

住 所（法人にあつては、所在地）

氏 名（法人名及び代表者氏名）

電 話 （ ）

児童福祉法第20条第5項の規定による指定療育機関の指定を受けたいので、児童福祉法施行規則第11条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 病院の名称及び所在地
- 2 標榜^{ほう}している診療科名
- 3 建物の配置図及び平面図
- 4 結核にかかっている児童のみを収容する病室の位置及び収容定員
- 5 結核の診療を主として担当する医師の氏名及び略歴
- 6 結核の診療を行うために必要な設備の概要
- 7 結核にかかっている児童の療養生活の指導を担当する保育士その他の職員の氏名及び略歴
- 8 図書、遊具等結核にかかっている児童の療養生活の指導に必要な設備の概要
- 9 結核にかかっている児童のための特別支援学校、特別支援学級又は教員の派遣についての概要（生徒数、教員数等）

第 年 月 号
年 月 日

様

杉並区長



指定療育機関指定書

年 月 日付で申請のあつた指定療育機関の指定について、児童福祉法第20条第5項の規定により、下記のとおり指定します。

記

- 1 指定療育機関の名称及び所在地
- 2 療育のための収容定員
- 3 指定年月日

第 号
年 月 日

様

杉並区長



指定療育機関不指定通知書

年 月 日付けで申請された指定療育医療機関指定申請について、下記のとおり指定しないので通知します。

記

1 指定療育機関の名称

2 不指定の理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

指定療育機関変更等届出書

年 月 日

杉並区長 宛

開設者

住 所（法人にあつては、所在地）

氏 名（法人名及び代表者氏名）

電 話 （ ）

年 月 日 第

号により指定を受けた指定療育機関について、下記のと

おり

変更した 業務を休止した 業務を再開した 処分を受けた

 ので、児童福祉法施行規則第15条の規定により届け出ます。

記

- 1 指定療育機関の名称及び所在地
- 2 変更又は処分の内容
- 3 変更、休止、再開又は処分の時期
- 4 変更、休止、再開又は処分の理由

指定療育機関指定辞退申出書

年 月 日

杉並区長 宛

開設者

住 所 (法人にあつては、所在地)

氏 名 (法人名及び代表者氏名)

電 話 ()

年 月 日 第 号により指定を受けた指定療育機関について、指定を辞退したいので、児童福祉法施行規則第16条の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

1 指定療育機関の名称及び所在地

2 辞退年月日

年 月 日

3 辞退の理由

第4号の3様式中「第2条の2」を「第2条の2の25」に改める。

第14号の2様式を次のように改める。

（表）

（障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費）
支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

杉並区長 宛

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	居 住 地	個人番号： 〒 電話番号 1月1日現在の住民登録地である区市町村 都道府県： 区市町村 （住民登録地が杉並区でない場合に記入すること。）		
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	支給申請に係る 児 童 氏 名	個人番号：	続 柄	

施設利用者に適用される健康保険を記入すること（医療型施設希望者のみ）。

被保険者記号及び番号		保険者名及び番号	
------------	--	----------	--

同一世帯内に、上記の児童のほかに障害児入所施設の利用者がいる場合は記入すること。

氏名		続柄		施設名	
----	--	----	--	-----	--

サービスの利用状況	障害児通所支援	利用中のサービスの種類と内容等
	障害福祉サービス	利用中のサービスの種類と内容等
申請するサービスの種類等	申請する支援の種類・申請に係る具体的内容	
	障害児入所給付費 種類 ☐ 障 害 児 入 所 支 援 ☐ 指定発達支援医療機関 施設名	

(裏)

個人 情報 利用 同意	<p>申請者の利用者負担額の決定のために必要な個人情報について、杉並区長が取得することに同意します。</p> <p>注1 利用者負担額を設定するために杉並区が個人番号を利用した情報連携等により地方税関係情報を取得するためには、申請者を含めた世帯員の同意が必要となります。</p> <p>注2 住民票は別世帯であっても、生計を一にする方（未収入の大学生以下の方を除く。）がいる場合は、同意が必要です。</p>				
	利用同意	世帯員の氏名	申請者との関係	個人番号	生年月日
	☐		本人		
	☐				年 月 日
	☐				年 月 日
	☐				年 月 日
申 請 す る 減 免 の 種 類	<p>☐ I 負担上限月額に関する認定</p> <p>以下の区分の適用を申請します（当てはまるものに○をつけてください。）。</p> <p>1 生活保護受給世帯に属する者</p> <p>2 区市町村民税非課税世帯に属する者</p> <p>① 利用者本人の合計所得金額及び障害基礎年金等の収入の合計額が82万6,500円以下の者</p> <p>② ①以外の者</p> <p>3 区市町村民税課税世帯（世帯の所得割合算額28万円未満）に属する者</p> <p>4 区市町村民税課税世帯（世帯の所得割合算額28万円以上）に属する者</p>				
	<p>☐ II 医療型個別減免に関する認定（医療型施設希望者全ての方が対象）</p> <p>医療型個別減免を申請します。</p>				
	<p>☐ III 特定入所障害児食費等給付費に関する認定（福祉型施設希望者全ての方が対象）</p> <p>特定入所障害児食費等給付費を申請します。</p>				
	<p>☐ IV 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置又は特例補足給付）に関する認定</p> <p>生活保護への移行予防措置（☐定率負担減免措置 ☐特例補足給付）を申請します。</p> <p>注 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。</p>				

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		申請者との 関係	
氏 名			
住 所	〒		
	電話番号		

第14号の2様式の次に次の11様式を加える。

第 号
年 月 日

様

杉並区長



(障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費)
支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書

年 月 日に申請のあつた(障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費)の支給(及び)(利用者負担額減額 免除等)について、(児童福祉法第24条の2(及び)児童福祉法第24条の3第2項)(児童福祉法第24条の7第1項)の規定に基づき下記のとおり決定し、受給者証を交付するので、通知します。

記

受給者証番号		入所給付決定 保護者氏名	
給付決定年月		入所給付決定に係る 児童氏名	

入所支援の種類及び内容	有効期間

負担上限月額(障害児入所給付費)	円	左の上限月額の 適用期間	
負担上限月額 (障害児入所医療費 (食事療養を除く。))	円	左の上限月額の 適用期間	
負担上限月額 (食事療養)	円	左の上限月額の 適用期間	
公費負担者番号		公費受給者番号	

特定入所障害児 食費等給付費	日額 円	左の給付費の 適用期間	
-------------------	------	----------------	--

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先

第 年 月 日 号

様

杉並区長



却 下 決 定 通 知 書

年 月 日に申請のあつた（（障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費）の支給）（及び）（利用者負担額減額 免除等）については、下記の理由により却下することに決定したので、通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先

第14号の2の4様式（第7条の2の2関係）

(一)			(二)			(三)		
障害児入所受給者証			障害児入所給付費の支給決定内容			指定障害児入所施設等の記入欄		
受給者証番号			支援の種類 及び内容			指定障害児入所 施設等の名称		
入 所 給 付 決 定 保 護 者	居 住 地		入所給付決定期間 年 月 日から 年 月 日まで			入所日・退所日		
	フリガナ							
	氏 名		特定入所障害児食費等給付費の支給内容			施設確認		
	生年月日	年 月 日						
児 童	フリガナ		支給額			入所日 年 月 日		
	氏 名							
	生年月日	年 月 日	適用期間 年 月 日から 年 月 日まで			退所日 年 月 日		
	フリガナ							
交付年月日 年 月 日			利用者負担に関する事項			入所日 年 月 日		
支給区市町村 名及び印								
			負担上限月額			退所日 年 月 日		
適用期間 年 月 日から 年 月 日まで			特記事項					

(四)	(五)
<p>1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。</p> <p>2 指定入所支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定障害児入所施設等に提示してください。</p> <p>3 医療型障害児入所施設に入所するときは、この証に医療保険の被保険者記号番号が分かるもの及び障害児入所医療受給者証を添えて、指定障害児入所施設等に提示してください。</p> <p>4 指定入所支援等を受けるときに支払う金額は、保護者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して定める額（指定障害児入所支援等に要した費用（入所特定費用を除く。）の総額の1割相当を超えるときは1割相当の額）です。ただし、二面の負担上限月額欄に記載された金額が1月当たりの上限になります（個別減免等の認定を受けた場合には、減免後の額が表示されています）。</p> <p>また、食事及び居住に要する費用については、特定入所障害児食費等給付費欄に記載する額を1日当たりの上限として支給します。</p> <p>5 負担上限月額及び特定入所障害児食費等給付費については、毎年保護者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を杉並区に提出してください。</p> <p>6 支給決定期間を経過したときは、障害児入所給付費等の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に、杉並区にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。</p> <p>7 この証の一、二面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて杉並区にその旨を届け出てください。</p>	<p>8 支給決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した杉並区にご連絡又はご相談ください。また、支給決定期間内に、他の区市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、杉並区に届け出てください。</p> <p>9 この証を破損し、汚し、又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。</p> <p>また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに杉並区に返してください。</p> <p>10 受給者の資格が無くなったときは、直ちにこの証を杉並区に返してください。</p> <p>11 不正にこの証を使用した者は、関係法令等により処罰されることがあります。</p> <p>12 支給決定の内容欄に記載されていない障害児入所支援については、障害児入所給付費等の支給は受けられません。</p> <p>13 その他、この受給者証に関することで分からないことがありましたら、杉並区の窓口までお問い合わせください。</p>

第14号の2の5様式（第7条の2の2関係）

障害児入所医療受給者証									
公費負担者番号									
公費受給者番号									
入 所 給 付 決 定 保 護 者	居住地								
	フリガナ							生年月日	
	氏 名							年 月 日	
	フリガナ							生年月日	
児 童	氏 名							年 月 日	
	被 保 険 者 記号及び番号							保険者 名及び 番号	
	負担上限月額		障害児入所医療 (食事療養を除く。)	月額		円			
		食 事 療 養	月額		円				
適用期間		年 月 日から 年 月 日まで							
交付年月日		年 月 日							
支給区市町村 名及び印									

注意事項欄
<p>1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。</p> <p>2 医療型障害児入所施設に入所するときは、必ずこの証に医療保険の被保険者記号番号が分かるものを添えて、指定障害児入所施設等に提示してください。</p> <p>3 障害児入所医療の負担上限月額は、この証の負担上限月額欄に記載された金額が1月当たりの上限になります。</p> <p>4 障害児入所医療の負担上限額は、毎年入所給付決定保護者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を杉並区に提出してください。</p> <p>5 支給決定期間を経過したときは、障害児入所医療の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に杉並区にこの証を添えて、障害児入所医療費の支給の再申請をしてください。</p> <p>6 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、杉並区にその旨を届け出てください。</p> <p>7 支給決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した杉並区にご連絡又はご相談ください。また、支給決定期間内に、他の区市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した杉並区に届け出てください。</p> <p>8 この証を破損し、汚し、又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに杉並区に返してください。</p> <p>9 受給者の資格が無くなったときは、直ちにこの証を杉並区に返してください。</p> <p>10 不正にこの証を使用した者は、関係法令等により処罰されることがあります。</p> <p>11 その他、この受給者証に関することで分からないことがありましたら、杉並区の窓口までお問い合わせください。</p>

児童入所給付費申請内容変更届出書

年 月 日

記

[illegible]

変更事項 (該当に○をしてください。)	届出者に関する事	①氏名 ②居住地 ③連絡先
	児童に関する事	①氏名 ②居住地 ③連絡先 ④保護者との続柄 ⑤健康保険 (保険者名及び番号・被保険者の記号及び番号)
	その他	
変更内容	変更前	
	変更後	

※ 変更した内容を証する書類を添付すること。

届 出 書 提 出 者 (該当する番号に○)	1 届出者本人 → 下欄を記入する必要はありません。 2 届出者本人以外 → 下欄を記入してください。		
ふりがな		届 出 者 との 関係	
氏 名			
住 所	〒	電 話 番 号	

第14号の2の7様式（第7条の2の4関係）

（障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費）利用者負担額減額・免除等変更届出書

杉並区長 宛

下記のとおり届け出ます。

記

届出年月日 年 月 日

届出者	ふりがな		生年月日	年 月 日		
	氏 名		個人番号			
			受給者証番号			
	居住地	〒 電話番号				
ふりがな			生年月日	年 月 日		
届出に係る 児童氏名			個人番号			
			続 柄			
施設を利用される方に 適用される健康保険 (医療型施設利用者のみ)		保険者名及び番号		被保険者の 記号及び番号		
変更理由						

変更を 届け出る 減免の 種類	☐ I 負担上限月額に関する認定 以下の区分の適用を申請します（当てはまるものに○をつけてください。）。 1 生活保護受給世帯に属する者 2 区市町村民税非課税世帯に属する者 ① 利用者本人の合計所得金額及び障害基礎年金等の収入の合計額が82万6,500円以下の者 ② ①以外の者 3 区市町村民税課税世帯（世帯の所得割合算額28万円未満）に属する者 4 区市町村民税課税世帯（世帯の所得割合算額28万円以上）に属する者	
	☐ II 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、特例補足給付）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ ☐ 定率負担減免措置 ☐ 特例補足給付）（の変更）を届け出ます。 ＊福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	

（注） 事実関係を確認できる書類を添付してください。

届出書提出者		☐ 届出者本人 ☐ 届出者本人以外（下の欄に記入）	
ふりがな		届出者 との関係	
氏 名			
住 所	〒 電話番号		

第 号
年 月 日

様

杉並区長



(障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費)
利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

年 月 日に届出のあつた(障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費)の支給変更(及び)(利用者負担額減額・免除等の変更)について、(児童福祉法第24条の2)(及び)(児童福祉法第24条の7)の規定により決定したので、下記のとおり通知します。

記

受給者証番号										入所給付決定 保護者氏名	
変更年月日										給付決定に係る 児童氏名	
変更の内容	変更前										
	変更後										

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先

第14号の2の9様式（第7条の2の5関係）

障害児入所受給者証等再交付申請書

杉並区長 宛

年 月 日

受給者証の再交付について申請します。

受給者の種類	1 障害児入所受給者証 2 障害児入所医療受給者証	受給者証番号	
--------	------------------------------	--------	--

フリガナ		生年月日	年 月 日
入所給付決定 保護者氏名	個人番号：		
居住地	〒 電話番号		
フリガナ		続柄	
入所給付決定に係る 児童氏名	個人番号：	生年月日	年 月 日

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		本人と の関係	
氏名			
住所	〒 電話番号		

申請の理由	<div>1 汚損</div> <div>2 紛失</div> <div>3 その他</div> <div>具体的な状況</div>
-------	--

※ 従前使用していた受給者証を添付すること（紛失を除く。）。

第 号
年 月 日

様

杉並区長



入所給付決定取消通知書

児童福祉法第24条の4第1項の規定により入所給付決定を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

受給者証番号											入所給付決定 保護者氏名	
入所給付決定 取 消 日											給付決定に係る 児 童 氏 名	
取 消 理 由												

受給者証を杉並区に返還してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

返還先

電話番号

返還期限 年 月 日

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先

高額障害児入所給付費支給申請書

杉並区長 宛

下記のとおり関係書類を添えて高額障害児入所給付費の支給を申請します。

記

申請年月日 年 月 日

フリガナ		①障害者総合支援法(※)②児童福祉法③介護保険法													
申請者氏名 (入所給付決定 保護者氏名)	個人番号:	制 度	受給者証番号・被保険者証番号												
生 年 月 日	年 月 日														
居 住 地	〒 電話番号														
フリガナ		続 柄													
入所給付決定に 係る児童氏名	個人番号:	生年月日	年 月 日												
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額			申請に係 るサービ ス利用月		年 月分										
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額															
同一世帯に属する他の 支給決定障害者	氏 名	生年月日	①障害者総合支援法(※)②児童福祉法③介護保険法												
			制 度	受給者証番号・被保険者証番号											
	個人番号:														
	個人番号:														
	個人番号:														
	個人番号:														
	個人番号:														
	個人番号:														
	個人番号:														
	個人番号:														

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)をいう。

(注1) 支払額を証する領収書を添付してください。

(注2) 世帯範囲の特例の適用を受けている場合は、その世帯範囲で申請してください。

(注3) 申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)		
フリガナ		申 請 者 との関係	
氏 名			
住 所	〒 電話番号		

第 年 月 日 号

様

杉並区長



高額障害児入所給付費支給(不支給)決定通知書

年 月 日に申請のあった高額障害児入所給付費の支給について、児童福祉法第24条の6の規定に基づき決定したので、下記のとおり通知します。

記

入所給付決定 保護者氏名		受給者 証番号												
入所給付決定に 係る障害児氏名														

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
支 給	☐ する ☐ しない	支給金額	円
不支給の理由			

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先

第14号の3様式中「第7条の2」を「第7条の2の9」に改める。

第16号様式の次に次の32様式を加える。

指導措置決定通知書

第 年 月 号 日

様

杉並区児童相談所長



〔あなたが保護者等となつている次の児童等〕
あなた について、児童福祉法第 条第 項第 号

の規定により次のとおり
 〔児童福祉司指導
 知的障害者福祉司指導
 社会福祉主事指導
 児童委員指導〕
 の措置を採つたので通知します。

措置を受ける者	氏 名	生 年 月 日	性 別	摘 要
保護者等居住地				
指導の開始時期		年 月 日		
措置理由又は指導内容				
指導担当者 職 氏 名		勤 務 場 所		
<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>				

第16号の3様式（第8条の2関係）

指 導 依 頼 書

第 号
年 月 日

様

杉並区児童相談所長



児童福祉法第 条第 項第 号の規定により、下記の者について、あなたの指導を依頼します。

記

1 児 童 等 氏 名

性別

年 月 日生

2 保護者等氏名

住所

3 指導内容

4 添付書類

(1)

(2)

(3)

5 その他

第16号の4様式（第8条の2関係）

送 致 書

第 年 月 日 号

様

杉並区児童相談所長



児童福祉法第 条第 項第 号の規定により、下記の者を貴所へ送致します。

記

1 児童等氏名

年 月 日生

2 保護者等氏名

住 所

3 送致する理由

4 添付書類

(1)

(2)

(3)

5 その他

委 託 措 置 通 知 書

第 年 月 日 号

様

杉並区長



児童福祉法第 条第 項第 号の規定により、次のとおりあなたに委託措置します。

なお、委託した児童等については、下記に記載している遵守事項を守って養育を行ってください。

記

措置を受ける者	措置番号	氏名	生年月日	性別	摘要
委託開始の時期		年 月 日			
備 考					
遵守すべき事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉法の趣旨に基づき児童相談所長の指定した児童福祉司又は社会福祉主事の指導に従って養育してください。 2 児童等が疾病にかかり、傷病を受け、死亡し、又は家出したときなどは、直ちに児童相談所長に報告してください。 3 養子縁組をしようとするとき、児童等の養育に困難を感じる時、又は受託の解除を希望するときなどは、事前に児童相談所長の指導を受けてください。 4 定期的に、児童等の養育の状況及び家庭の状況について、「養育状況報告書」により児童相談所長に報告してください。 5 児童等の「自立支援計画」を定期的に策定するに当たり、児童相談所長に協力するとともに、その計画に沿った養育をしてください。 6 区長が必要と認めたときは、指定した係員が調査を行い、また、児童等の委託を解除することがあることを承知してください。 7 照会をした場合は、直ちに回答してください。 8 正当な理由なく、その業務上知り得た委託した児童等及びその家族の秘密を漏らすことを禁じます。 				

第16号の6様式（第8条の2関係）

入 所 措 置 等 通 知 書

第 年 月 日 号

様

杉並区長



児童福祉法

の規定により、次のとおり

〔貴施設に入所措置
貴事業所に委託措置〕します。

措置を受ける者	措置番号	氏 名	生年月日	性 別	摘 要
保護者等	氏 名				続 柄
	生 年 月 日				
	居 住 地				
入 所 ・ 委 託 開 始 の 時 期	年 月 日				
措 置 の 理 由					

措置決定通知書

第 年 月 日 号

様

杉並区長

印

〔あなたが保護者等となつている次の児童等〕
あなた

について、児童福祉法第 条第 項第 号の規定

により〔児童福祉施設へ入所
小規模住居型児童養育事業を行う者への委託
里親への委託〕の措置を採つたので、通知します。

措置を受ける者	氏 名	生年月日	性 別	摘 要
保護者等居住地				
入所施設名、委託事業所名又は委託里親名				
入所施設若しくは委託事業所の所在地又は委託里親の住所				
入所(委託)開始の時期		年 月 日	費用負担	別途通知します。
措置理由				
担当児童福祉司				
<p>児童福祉施設の施設長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人(以下「親権者等」といいます。)のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、施設長、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の養育者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等は、この措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています(児童福祉法第47条)。</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>				

第16号の8様式（第8条の2関係）

措置期間更新通知書

第 年 月 日 号

様

杉並区長



児童福祉法第28条第2項の規定により、次のとおり〔貴施設への入所措置〕の期間を更新したので、通知します。
〔貴事業所への委託措置〕

措置を受ける者		氏 名	生 年 月 日	性 別	摘 要
保護者等	氏 名	続 柄			
	生 年 月 日				
	居 住 地				
更新期間		年 月 日 から 年 月 日 まで			
措置更新の理由					

第16号の9様式(第8条の2関係)

措置期間更新決定通知書

第 年 月 日 号

様

杉並区長



〔あなたが保護者等となつている次の児童等〕
あなた

について、児童福祉法第28条第2項の規定により
措置の期間を更新したので、下記のとおり通知します。

記

	氏 名	生 年 月 日	性 別	摘 要
措置を受ける者				
保護者等居住地				
入所施設名、委託事業所名又は委託里親名				
入所施設若しくは委託事業所の所在地又は委託里親の住所				
更 新 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで		
措置更新の理由				
担当児童福祉司				
<p>児童福祉施設の施設長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人(以下「親権者等」といいます。)のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、施設長、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の養育者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童等の福祉のために必要な措置をとることができます。親権者等は、この措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています(児童福祉法第47条)。</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>				

措置期間継続通知書

第 年 月 日 号

様

杉並区長



児童福祉法第28条第3項の規定により、
 貴施設への入所措置
 貴事業所への委託措置
 あなたへの委託措置
 を継続したので、下記のとおり通知します。

記

措置を受ける者	氏 名	生 年 月 日	性 別	摘 要
保護者等	氏 名	続 柄		
	生 年 月 日			
	居 住 地			
継 続 期 間		年 月 日から措置の期間の更新に係る審判が確定する日まで		
措 置 継 続 の 理 由				

措置期間継続決定通知書

第 年 月 日 号

様

杉並区長



〔あなたが保護者等となつている次の児童等〕
あなた について、児童福祉法第28条第3項の規定により
り措置の期間を継続したので、下記のとおり通知します。

記

措置を受ける者	措置番号	氏 名	生 年 月 日	性 別	摘 要
保護者等居住地					
入所施設名、委託事業所名又は委託里親名					
入所施設若しくは委託事業所の所在地又は委託里親の住所					
継続期間	年 月 日から措置の期間の更新に係る審判が確定する日まで				
措置継続の理由					
担当児童福祉司					
<p>児童福祉施設の施設長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、施設長、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の養育者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等は、この措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています（児童福祉法第47条）。</p> <p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>					

第16号の12様式 (第8条の2関係)

措置解除(変更・停止・延長・停止解除)通知書

第 年 月 日 号

様

杉並区長



年 月 日付けで決定した児童福祉法第 条第 項第 号の規定
による措置を (解除・変更・停止・停止解除) したので、下記のとおり通知します。
同法第条第31項の規定に基づき、延長

記

措置を受けた者	氏 名	生年月日	性 別	摘 要
保 護 者 等 居 住 地				
解除・変更・停 止解除の時期	年 月 日			
(停止 延長) の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
変 更 後 の 措 置	変 更 の 内 容			
	入所施設名、受託事業所 名、受託里親名又は指導 担 当 者 職 氏 名			
	所在地、住所又は指 導担当者の勤務場所			
解除・変更・停止・延長・停止解除の理由				

第16号の13様式（第8条の2関係）

措置解除(変更・停止・延長・停止解除)決定通知書

第 年 月 号
日

様

杉並区長

印

〔あなたが保護者等となつている次の児童等〕
あなた 年 月 日付けで決定した

児童福祉法第

の規定による措置を

〔解除・変更・停止・延長・停止解除〕
同法第31条第2項の規定により延長

したので、下記のとおり通知します。

記

措置を受けた者	氏 名	生 年 月 日	性 別	摘 要
保 護 者 等 居 住 地				
解 除 ・ 変 更 ・ 停 止 解 除 の 時 期		年 月 日	〔 停 止 〕 〔 延 長 〕 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
変 更 後 の 措 置	変 更 の 内 容			
	入所施設名、受託事業 所名、受託里親名又は 指導担当者職氏名		費用負担（施設 入所、里親委託 措置の場合）	別途通知します。
	所在地、住所又は指 導担当者の勤務場所			
解除・変更・停止・延長・停止解除の理由				
<p>児童福祉施設の施設長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、施設長、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の養育者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等は、この措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童等の生命又は身体を安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています（児童福祉法第47条）。</p> <p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>				

入 所 措 置 等 決 定 通 知 書

第 年 月 号 日

様

杉並区長

印

〔あなたが保護者等となつてゐる次の児童等〕
あなた

について、児童福祉法第 条第 項第 号の規定

により〔障害児入所施設への入所〕
〔指定発達支援医療機関への委託〕の措置を採つたので、下記のとおり通知し
します。

記

措置を受ける者	氏 名	生年月日	性 別	摘 要
保護者等居住地				
入所施設名又は医療機関名				
入所施設又は医療機関の所在地				
入所(委託)開始期 の 時 期		年 月 日	費用負担	別途通知します。
措置の 理由				
担当児童福祉司				
<p>児童福祉施設(障害児入所施設及び指定発達支援医療機関を含む。)の施設長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人(以下「親権者等」といいます。)のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、施設長、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の養育者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等は、この措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています(児童福祉法第47条)。</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>				

児 童 受 託 書

年 月 日

杉並区児童相談所長 宛

里 親

里 親

(登録番号 号)

下記のとおり児童を受託し、特に受託児童につき遵守すべき事項を堅く守ります。

記

1 受託の目的

里親 ()

2 受託児童

氏 名

年 月 日生

措置通知書

年 月 日 第 号

3 養子縁組年月

年 月 予定

4 受託児童につき遵守すべき事項

- (1) 児童福祉法の趣旨に基づき児童相談所長の指定した児童福祉司又は社会福祉主事の指導に従って養育します。
- (2) 児童が疾病にかかり、傷病を受け、死亡し、又は家出したときなどは、直ちに児童相談所長に報告します。
- (3) 養子縁組をしようとするとき、児童養育に困難を感じる時、又は受託の解除を希望するときなどは、事前に児童相談所長の指導を受けます。
- (4) 定期的に、児童の養育の状況及び家族の状況について、「養育状況報告書」により児童相談所長に報告します。
- (5) 児童の「自立支援計画」を定期的に策定するに当たり、児童相談所長に協力するとともに、その計画に沿った養育を行います。
- (6) 区長が必要と認めたときは、指定した係員の調査に応じ、また、児童の委託を解除されても異議は申しません。
- (7) 照会があつた場合には直ちに回答します。
- (8) 業務上知り得た委託児童及びその家族の秘密を漏らしません。

異 動 報 告 書

年 月 日

杉並区児童相談所長 宛

里親又は施設等

氏名、施設名 代表者

居住地又は所在地

次のとおり、異動が あつた
相当と認められる ので報告します。

児童氏名		年 月 日生
異動のとき		年 月 日
異動の内容 1 受託児童の死亡 2 措置の（解除、変更、停止、延長、復帰）が相当と認められる ＜以下里親＞ 3 住所の変更 4 その他（具体的に）		
異動の理由又は意見		
受託年月日	年 月 日	番号 第 号

第16号の17様式(第8条の8関係)

身 分 証 票

第 号 年 月 日 公布

所 属

職

氏 名

上の者は、(児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律)第 条 第 項の(児童委員・児童福祉司・児童の福祉に関する事務に従事する職員)であることを証明します。

杉並区長

印

同居児童に関する届出書

区 市 町 村		受付年月日	年 月 日	住民基本台帳確認年月日		年 月 日
東京都	児童相談所	受付年月日	年 月 日	取扱者印		
	児童相談センター	受付年月日	年 月 日	取扱者印		
同居させている者	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日	職 業
	住 所	〒			職業の具体的な内容	
	同居者	氏 名	生 年 月 日		氏 名	生 年 月 日
		配偶者		年 月 日		年 月 日
		子		年 月 日		年 月 日
		子		年 月 日		年 月 日
	同居している児童	氏 名	男・女	生年月日	年 月 日	同居させている者との間柄
前住所						
同居目的	1 養育 2 雇用 同居の理由					
学校関係						
親権者又は後見人氏名		男・女	生年月日	年 月 日	職 業	
親権者又は後見人と児童との間柄		住 所				
同居を始めた年月日		年 月 日	同居させるに至った動機			
同居の予定期間		1 有 年 月 日まで 2 無	衣食住の負担 1 親等が全部負担する。 2 親と同居させている者がそれぞれ一部負担する。 3 児童を同居させている者が全部負担する。 4 児童が全部負担する。			
児童受託の際の仲介人の有無	1 有 2 無	氏 名	男・女	生年月日	年 月 日	職 業
仲介人と児童との関係						
同居児童を働かせているとすればその内容						
その他参考事項						
上記のとおり届出をします。						
年 月 日						
氏名						
杉並区長 宛						

(注) 太枠の中のみ記入してください。番号の付けてある欄は、番号を○で囲んでください。

同居児童の解消に関する届出書

		受 付 年月日	※ 年 月 日	取扱者	
同居させている者の 氏名及び住所					
同居している児童の 氏名、年齢及び性別					
児童福祉法第30条第 1項の規定により届け 出た年月日					
同居を解消した年月日					
同居を解消した理由					
<p>上記のとおり届出をします。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名</p> <p>杉並区長 宛</p>					

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

一時保護決定通知書

第 年 月 日 号

様

杉並区児童相談所長



〔あなたが保護者等となつている次の児童等〕
あなた
について、児童福祉法第33条第 項の規定により一時保護をしたの
で、下記のとおり通知します。

記

一時保護児童等	氏 名	生 年 月 日	性 別	摘 要
保 護 者 等 居 住 地				
一 時 保 護 施 設 又 は一時保護委託先名称				
一時保護施設又は一時 保護委託先の所在地				
一時保護開始の時期		年 月 日		
一時保護の理由				
<p>1 区長又は児童相談所長が一時保護を行うときは、次に掲げる場合を除き、一時保護を開始した日から起算して7日以内に、これらの者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に一時保護状を請求しなければならないこととされています。この場合において、一時保護を開始する前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げないこととされています（児童福祉法第33条）。</p> <p>（1）当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人（「以下親権者等」という。）の同意がある場合</p> <p>（2）当該児童に親権者等がない場合</p> <p>（3）当該一時保護を開始した日から起算して7日以内に解除した場合</p> <p>2 一時保護を開始した日から2月を超えて引き続き一時保護を行うことが親権者等の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2月を超えて一時保護を行おうとするときに、区長又は児童相談所長は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項各号の承認の申立て又は同法第33条の7の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません（児童福祉法第33条）。</p> <p>3 児童相談所長は、一時保護を行った児童等で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護を行った児童等で親権者等があるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のために必要な措置をとることができます。親権者等は、この措置を不当に妨げてはいけません。また、この措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをできることとされています（児童福祉法第33条の2）。</p> <p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>				

緊急一時保護決定通知書

第 年 月 日 号

様

杉並区児童相談所長



〔あなたが保護者等となつている次の児童等〕
あなた
について、児童福祉法（第33条第21項・第33条第2
2項）の規定により一時保護委託をしたので、下記のとおり通知します。

記

一時保護児童	氏 名	生 年 月 日	性 別	摘 要
保 護 者 等 居 住 地				
一 時 保 護 施 設 又 は 一 時 保 護 委 託 先 名 称				
一 時 保 護 施 設 又 は 一 時 保 護 委 託 先 の 所 在 地				
一 時 保 護 開 始 の 日 時		年 月 日		
一時保護の理由				
<p>児童相談所長は、一時保護を行つた児童等で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護を行つた児童等で親権者等があるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のために必要な措置をとることができます。親権者等は、この措置を不当に妨げてはいけません。また、この措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをできることとされています（児童福祉法第33条の2）。</p> <p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>				

一時保護・緊急一時保護解除決定通知書

第 年 月 日

様

杉並区児童相談所長

印

〔あなたが保護者等となつている次の児童等〕
あなた

について、児童福祉法第33条第 項の規定による（一時保護・緊急一時保護）を解除したので通知します。

一時保護児童等	氏 名	生 年 月 日	性 別	摘 要
保 護 者 等 居 住 地				
一 時 保 護 施 設 又 は一時保護委託先名称				
一時保護施設又は一時保護委託先の所在地				
一時保護解除の時期		年 月 日		
解除の理由				
<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>				

児童自立生活援助実施申込書

年 月 日

杉並区長 宛

(申込者)

住所 _____

氏名 _____ (男・女)

生年月日 _____ 年 月 日 (歳)

個人番号 _____

職業 _____

児童自立生活援助の実施を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

入居を希望する 事業所名	名 称	
	所 在 地	
援助の実施を希望する理由		
援助実施の開始希望日		年 月 日から
保 護 者	氏 名	
	居 住 地	
備 考		

- 1 この申込書は、申込者が次の点に注意し記入の上、区に提出してください。
- 2 申込書に徴収額決定のために必要な事項に関する書類（課税証明書等）を添付してください。
- 3 「援助の実施を希望する理由」欄には、その具体的な状況を記入してください。
- 4 「備考」欄については、健康状況等、援助の実施に当たり参考となるべき事項を記入してください。

児童自立生活援助実施決定通知書

第 年 月 日 号

様

杉並区長



年 月 日に申込みのあつた児童自立生活援助の実施について、下記のとおり決定します。

記

入居者氏名			男・女	年 月 日生	歳
保護者居住地					
入居する 事業所	名 称				
	所 在 地				
委託開始の時期		年 月 日から			
徴収金の月額及び納入方法					
援助の実施理由					
備 考					
担当児童福祉司					

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考

- 児童自立生活援助実施申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
- 児童自立生活援助の実施が適当と認められなくなつた場合には、援助の実施を解除します。

第16号の25様式（第8条の15関係）

委 託 通 知 書

第 号
年 月 日

様

杉並区長



児童福祉法第33条の6第1項の規定により、下記のとおり貴事業所に委託します。

記

委託 の 対 象 と な る 者	氏 名		男・女	年 月 日生 歳		
	居 住 地					
	委託年月日	年 月 日				
	職 業					
保 護 者	氏 名		年 月 日生	続 柄		
	居 住 地					
備考						

（注） 児童の委託に必要な書類を付すること。

児童自立生活援助実施不承諾通知書

第 年 月 日 号

様

杉並区長



年 月 日に申込みのあった児童自立生活援助の実施については、下記の理由により承諾しないこととしたので、通知します。

記

承諾しない理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

委託解除通知書

第 年 月 日 号

様

杉並区長



年 月 日付けで決定した委託を解除することとしたので、下記のとおり通知します。

記

氏 名		男・女	年 月 日生 歳			
居 住 地						
保護者名		続 柄		職 業		
居 住 地						
解 除 年 月 日	年 月 日					
解除の理由及び内容						
備考						

児童自立生活援助実施解除決定通知書

第 年 月 日 号

様

杉並区長



年 月 日付けで決定した児童自立援助の実施を解除することとしたので、下記のとおり通知します。

記

氏 名			男・女	年 月 日生 歳
事 業 所	名 称			
	所 在 地			
解 除 年 月 日	年 月 日			
解 除 の 理 由 及 び 内 容				
備 考				

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第16号の29様式(第8条の16関係)

(第1面)

里親登録申請書

年 月 日

杉並区長 宛

申請者氏名 (里親) _____

申請者氏名 (里親) _____

(申請者氏名) _____ 及び _____ は、児童福祉法第6条の4に規定する里親(登録種別: 養育里親 ・ 養子縁組里親 ・ 親族里親 ・ 専門養育里親)の認定及び登録を申請します。

なお、登録に当たり児童福祉法第34条の20第1項各号に該当しないこと及び世帯の収入状況をあらためて確認する必要がある場合は、杉並区が関係機関から情報を取得することに同意します。

また、里親として登録された場合、登録された里親の氏名、住所及び電話番号並びに委託児童に係る情報について、東京都及び区市町村に提供されることに同意します。

<添付書類>

- 1 申請者の自宅の面積及び間取りが確認できる書類(平面図等)
- 2 研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
- 3 申請者及びその同居人の住民票の写し(原本)
- 4 申請者及びその同居人の収入が確認できる書類(源泉徴収票等)

(専門養育家庭認定登録申請時のみ提出)

- 5 専門養育家庭の要件いずれかに該当することを証する書類
- 6 研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

申請者	番号確認	身元確認
本人確認実施日	/	/

家庭の状況票（里親登録申請用）												
郵便番号												
現住所												
電話 ()												
	ふりがな 氏 名	続柄	性別	年齢	生年月日			職業 (学年)	健康 状態	主たる 養育者	備考 (国籍等)	
	個人番号											
申請者		世帯主										
同居家族												
結 婚		年 月		地 域 環 境		住宅地・商業地・工業地・その他 ()						
住 居		1 自家・借家 2 戸建・アパート・マンション・その他 () 階建 階 3 住戸専用面積 m ² 4 居室 室										
経済状態		前年の収入				収入内訳 (里親： 円) (里親： 円)						
		合計 円										
		前年の所得				所得内訳 (里親： 円) (里親： 円)						
		合計 円										
		前年の支出（生活費等）				資産（預金・不動産等含む。）						
		合計 円				うち預金 円						
		負債				毎月返済額 円						
		合計 円				返済期間 年 か月						
申込者又は同居人が、次の各号のいずれかに該当して（いる ・ いない） ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10第1項に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者												
里親制度を知った経路		1 児童相談所 2 福祉事務所 3 児童福祉施設 4 都・区市町村広報 5 新聞・テレビ・ラジオ 6 インターネット 7 里親の紹介 8 その他()										
研修修了日		年 月 日										
里親経験の有無		登録期間 年 月 日～ 年 月 日 (都・道・府・県・市)										

(第3面)

申請者氏名		登録 種別	養育里親・養子縁組里親 親族里親・専門養育里親
どのような理由から里親を希望するようになりましたか（動機）。			
S			
里親として児童を受け入れた場合、どのように児童と関わり、養育したいと考えていますか。			
里親として児童を受け入れたときの、家庭生活や家族の変化等について、どのようなイメージをお持ちですか。			
里親として児童を受け入れることについて、親族の皆さんはどのように考えていますか。			
子どもを育てた経験はありますか。そのときどのようなことを感じましたか。			

(第4面)

里子を受け入れることについて、同居する皆さんはどのように考えていますか。				
(養育支援者のみ記入) ※里親申請者が単身者の場合				
どのようにして里親が行う養育の支援を行いたいと考えていますか。				
里親が養育する児童に対してどのように関わりたいと考えていますか。				
(養育里親・専門養育里親)				
希 望 児 童	年 齢	性 別 (男・女・不問)	受 託 希 望 期 間	1 年 以 上 ・ 1 年 未 満 2 月 未 満 ・ 不 問
(養子縁組里親)				
希 望 児 童	年 齢	性 別 (男・女・不問)	養 育 里 親 と の 二 重 登 録	希 望 する 希 望 し ない
(親族里親・養育里親 (親族))				
児 童 と の 関 係 (児童から見た続柄)				
里親として登録された後 里親の一時的な休息のための援助 (レスパイト・ケア) 受入れ家庭として登録することを (希望する・希望しない)				
※親族里親・養育里親 (親族) を除く。				
里親として登録された後 一時保護が必要な児童の受け入れ家庭として登録することを (希望する・希望しない)				
※親族里親・養育里親 (親族) を除く。				

(第5面)

申請者氏名		登録 種別	養育里親・養子縁組里親 親族里親・専門養育里親
どのような理由から養育里親と二重登録を希望しますか（動機）。			
養育里親として児童を受け入れた場合、どのように児童と関わり、養育したいと考えていますか。また、家庭生活や家族の変化等について、どのようなイメージをお持ちですか。			
養育家族として児童を受け入れることについて、同居する皆さんや親族の皆さんはどのように考えていますか。			

里親登録通知書

第 号
年 月 日

様

杉並区長



年 月 日付けで児童福祉法第6条の4に規定する里親（ ）として登録したので、下記のとおり通知します。

記

1 里親氏名 (年 月 日生)

(年 月 日生)

2 住 所

3 登録番号 第 号

里親登録不承認通知書

第 号
年 月 日

様

杉並区長



年 月 日付けによる里親（ ）の申請について、下記の理由により登録できないので通知します。

記

登録できない理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

里親登録取消通知書

第 号
年 月 日

様

杉並区長



年 月 日付けで決定した里親の登録について、児童福祉法施行規則第36条の4
4(第1項 第2項)の規定により取り消したので、下記のとおり通知します。

記

取消しの理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第16号の33様式(第8条の17関係)

養子縁組承諾許可申請書

第 年 月 日 号

杉並区長 宛

施設名
所在地
施設長

下記の児童について、民法第797条の規定による縁組の承諾をしたいので、児童福祉法第47条及び児童福祉法施行規則第39条の規定により、下記のとおり許可の申請をします。

記

養子となる児童	ふりがな 氏 名	年 月 日生 (歳)	性別 男・女
	本 籍		
	親権者又は未成年後見人のない事情		
養親となる者	養父氏名	年 月 日生	職業
	養母氏名	年 月 日生	職業
	居 住 地		
	本 籍		
	家 庭 の 状 況		
	養子希望の理由		
縁組を適当とする理由			
養子となる児童及び養親となる者の戸籍謄本を添付すること。		経 由	杉並区児童相談所

養子縁組承諾許可（不許可）通知書

第 年 月 日 号

様

杉並区長



年 月 日付けで申請のあった養子縁組の承諾については、下記のとおり

〔許可します。
許可しません。〕

記

養子となる児童	ふりがな _____ 年 月 日生 氏 名 (歳)	性別 男・女
	本 籍	
	入所している施設名	
養親となる者	養父氏名	職業
	養母氏名	職業
	居 住 地	
	本 籍	
許可しない理由		

（許可しない場合）

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

- 1 この規則は、令和8年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第4号の3様式及び第14号の3様式による用紙で、現に残存するものは、所用の修正を加え、なお使用することができる。

